

## 規則等の案の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡市屋外広告物条例等の規定による区域等の指定の一部改正（案）

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

令和4年2月定例議会に上程した議案第53号「静岡市屋外広告物条例の一部改正について」（以下「条例案」という。）に記載のとおり。

### 3 改正の趣旨

条例案において追加される適用除外（条例第6条第9項）項目における、「地域の活動に貢献するもの」の規定について、告示で定める。

### 4 規則等の案の内容

地域の活動に貢献するものとして、法令等による認定を受けた団体などで、公共空間においてエリアマネジメント活動を行うことが想定される団体を下記の通り指定する。（告示 7（1）から（6））

- （1） 都市再生特別措置法における都市再生整備歩行者経路協定及び都市利便増進協定により締結されたもの
- （2） 都市公園法による認定計画提出者
- （3） 商店街振興組合法による組合
- （4） 道路法による道路協力団体
- （5） 河川法による河川協力団体
- （6） 静岡市屋外広告物審議会の議を経て市長が適当と認めるもの

### 5 規則等を施行する時期

令和4年4月1日